

# 年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成30年3月7日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 2件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1700124号  
厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1700052号

## 第1 結論

請求者のA事業所における平成28年9月1日から平成29年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年9月から平成29年8月までの標準報酬月額については、9万8,000円から26万円とする。

平成28年9月1日から平成29年9月1日までの期間については、厚生年金保険の保険料を徴収する権利が時効により消滅した期間は、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成28年9月1日から平成29年9月1日まで  
請求期間は、A事業所の派遣社員として勤務していたが、標準報酬月額が給与明細書の報酬月額と相違しているため、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、本件請求日においては保険料徴収権が時効により消滅していない期間であり、オンライン記録の標準報酬月額は9万8,000円と記録されている。

しかしながら、請求者は、請求期間における給与明細書を全て保管しているところ、当該給与明細書によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる報酬月額に基づく標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額(9万8,000円)を上回っていることが確認できる。

また、日本年金機構B事務センターは、請求者の請求期間に係る標準報酬月額について、26万円とすることが妥当である旨回答している。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、上記の給与明細書及び日本年金機構B事務センターの回答から、26万円に訂正することが妥当である。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 1700118 号  
厚生局事案番号 : 北海道 (国) 第 1700014 号

## 第 1 結論

昭和 53 年 7 月から昭和 60 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 7 月から昭和 60 年 3 月まで

昭和 53 年 7 月頃に私が A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行い、昭和 53 年 7 月から昭和 57 年 12 月までの国民年金保険料は、当時一緒に住んでいた妻が毎月納付していた。また、妻と婚姻後の昭和 58 年 1 月から昭和 60 年 3 月までの保険料は、妻が夫婦二人分を毎月納付していたと記憶している。

年金記録では、昭和 58 年 1 月から昭和 60 年 3 月までの妻の国民年金保険料は納付済となっており、請求期間について私の保険料が未納となっているのはおかしいので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、昭和 53 年 7 月頃に A 市 B 区役所で国民年金の加入手続を行ったとしているが、請求者の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿により、A 市 C 区において、昭和 60 年 5 月 15 日に払い出されたことが確認できる上、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は、昭和 60 年 5 月頃に A 市 C 区において行われたものと考えられ、請求者の主張と加入手続の時期及び場所が相違している。

また、請求者の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和 60 年 5 月の時点では、請求期間のうち昭和 53 年 7 月から昭和 58 年 3 月までの国民年金保険料は時効により納付することができない上、請求者に係る A 市の国民年金過年度納付記録簿において、請求期間の保険料は未納となっており、請求者の妻（以下「妻」という。）が請求者の請求期間に係る保険料を納付していた形跡は見当たらない。

さらに、請求者自身は、請求期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、妻は、請求期間のうち昭和 53 年 7 月から昭和 57 年 12 月までの請求者に係る保険料を納付したか分からないと回答している上、妻から提出された昭和 58 年 1 月から昭和 59 年 12 月までの家計簿の写しに記載されている保険料の合計額は、当該昭和 58 年 1 月から昭和 59 年 12 月までにおける夫婦二人分の保険料を実際に納付した場合に必要な保険料の合計額と大きく相違している。

加えて、請求期間は、合計で 81 か月と長期間であり、このような長期にわたり行政が請求者の国民年金保険料の収納に係る事務処理を連続して誤ることは考え難い。

このほか、請求者及び妻が、請求期間について国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、確定申告書等）はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道 (受) 第 1700121 号  
厚生局事案番号 : 北海道 (国) 第 1700015 号

## 第 1 結論

昭和 62 年 4 月から平成 4 年 8 月までの請求期間及び平成 4 年 11 月から平成 6 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 62 年 4 月から平成 4 年 8 月まで  
② 平成 4 年 11 月から平成 6 年 3 月まで

時期は覚えていないが、父が私の国民年金の加入手続を行った。その後、平成 6 年以後の冬だったと思うが、自分で昭和 62 年 4 月から平成 6 年 3 月までの期間の国民年金保険料をまとめて納付したはずなのに、年金記録では、平成 4 年 9 月及び同年 10 月のみを納付した記録となっており、請求期間①及び②の納付記録がないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者は、「父が私の国民年金の加入手続を行った後に、自分で昭和 62 年 4 月から平成 6 年 3 月までの期間の国民年金保険料をまとめて納付した。」と主張しているところ、請求者の国民年金手帳記号番号は、その前後の同記号番号の被保険者資格取得状況調査により、A 市 a 区において、平成 6 年 9 月に払い出されたと推認できる上、請求者に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらないことから、請求者の国民年金の加入手続は、平成 6 年 9 月頃に行われたと考えられる。

しかしながら、請求者の国民年金手帳記号番号が払い出された平成 6 年 9 月の時点では、請求者が一括して国民年金保険料を納付したと主張している昭和 62 年 4 月から平成 6 年 3 月までの期間のうち、平成 4 年 7 月以前の保険料は時効により納付することができない。

なお、オンライン記録によると、請求者が初めて国民年金保険料を納付したのは、平成 6 年 10 月であり、その際、平成 4 年 8 月及び同年 9 月の過年度保険料を納付したものの、その時点で時効により納付できなくなっていた平成 4 年 8 月の保険料を同年 10 月に充当する処理が行われていることが確認できる。

また、請求者は、昭和 62 年 4 月から平成 6 年 3 月までの期間の国民年金保険料を一括して納付した場所について、「A 市の北\*条辺りにあった『北の社会保険事務所』の窓口で納付した。」と主張しており、当該請求者が記憶する社会保険事務所 (当時) は B 社会保険事務所であると考えられるが、同社会保険事務所は請求者の住所地である A 市 a 区の国民年金事務を管轄していなかった上、日本年金機構 C 事務センターは、当時、同社会保険事務所において管轄外の居住者に係る過年度保険料を納付することはできなかつたと回答している。

さらに、A 市が作成した請求者に係る国民年金被保険者名簿 (平成 7 年 4 月 10 日作成) において、平成 5 年 4 月以後の納付状況が確認できるところ、平成 5 年 4 月から平成 6 年 3 月ま

での期間の国民年金保険料は、オンライン記録と同様、未納と記録されている。

このほか、請求者が、請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書）はなく、ほかに請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。